

6.17 自然とのふれあい活動の場

6.17.1 現況調査

(1) 調査内容

事業計画路線の周辺地域における自然とのふれあい活動の場の状況を把握するため、既存資料調査を実施した。

調査の内容は、表 6.17.1 に示すとおりである。

表 6.17.1 調査内容

調査対象項目	調査対象範囲	調査対象期間	調査方法
ふれあい活動の場の位置、分布、利用状況等	事業計画路線の周辺地域	平成 26～29 年度 平成 30 年	既存資料調査 ・ホームページ等関連資料

(2) 資料調査結果

事業計画路線の周辺に位置する「自然とのふれあい活動の場」は図 6.17.1 に示すとおりであり、湊町リバープレイスの広場空間、湊町船着場及び道頓堀川兩岸の遊歩道が挙げられる。

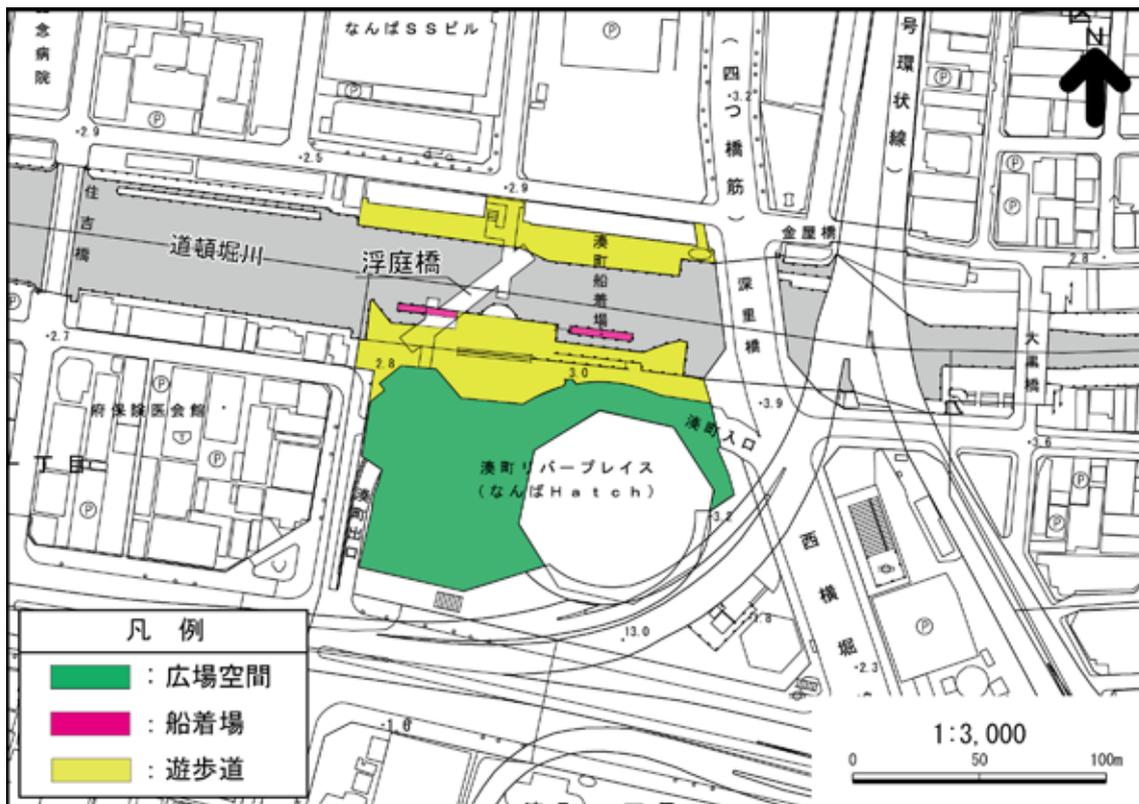


図 6.17.1 湊町リバープレイス、湊町船着場及び道頓堀川兩岸の遊歩道

湊町リバープレイスは、約 1,500 人収容のスタンディングホール「なんば Hatch」を核とする複合施設であり、屋外には立体的に構成された「プラザ」と呼ばれる広場空間があり、ステージを利用してのコンサートの実施など、多種多様なイベントが行われている。

< 広場空間 >



出典：湊町リバープレイスホームページ

< 広場空間でのイベント状況 >



写真 6.17.1 広場空間及びイベント状況

平成 30 年における湊町リバープレイスでのイベントの開催状況は表 6.17.2 に示すとおりであり、音楽関連のイベントやフリーマーケット等が、1 ヶ月当たり 2 ~ 7 回の頻度で、合計 43 回開催されていた。

表 6.17.2 湊町リバープレイスでのイベントの開催状況（平成 30 年）

（単位：回）

	音楽関連	飲食関連	物販関連	海外関連	フリーマーケット	その他	合計
1月	2	-	-	-	1	-	3
2月	1	-	-	-	1	-	2
3月	3	1	1	-	1	-	6
4月	4	1	-	-	1	1	7
5月	1	2	-	1	1	-	5
6月	1	-	-	-	1	-	2
7月	2	-	-	-	1	-	3
8月	1	-	-	-	1	-	2
9月	1	-	-	1	-	1	3
10月	1	-	-	-	1	1	3
11月	1	-	1	1	1	-	4
12月	1	-	1	-	1	-	3
合計	19	4	3	3	11	3	43

出典：湊町リバープレイスホームページから作成

湊町船着場は、湊町リバープレイスの北側に位置しており、観光遊覧船等が運航されている。平成 26 年度～29 年度の発着回数及び乗船人数は表 6.17.3 に示すとおりであり、平成 29 年度の乗船人数は約 4 万人であった。また、平成 29 年度における湊町船着場の月別発着回数は表 6.17.4 に示すとおりであり、1 ヶ月当たり 191～578 回の頻度で、約 4,600 回発着していた。

表 6.17.3 湊町船着場の発着回数・乗船人員

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発着回数(回)	4,616	4,488	4,469	4,616
乗船人数(人)	39,751	51,980	39,394	37,053

出典：大阪水上安全協会資料

表 6.17.4 湊町船着場の月別発着回数(平成 29 年度)

	平成 29 年									平成 30 年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
発着回数	406	578	431	390	377	463	551	489	229	208	191	303	4,616

出典：大阪水上安全協会資料



出典：水都大阪ホームページ

写真 6.17.2 湊町船着場

道頓堀川兩岸の遊歩道は、都心部に残された貴重な水辺空間を最大限活かすよう、道頓堀川水辺整備事業により整備された親水性の高い遊歩道（とんぼりリバーウォーク）であり、道頓堀川左岸は平成 12 年度、右岸は平成 20 年度にそれぞれ供用開始されたものである。平成 30 年度の活用状況は表 6.17.5 及び写真 6.17.3 に示すとおりであり、イベントや独立型店舗、オープンカフェ等に活用されている。

表 6.17.5 道頓堀川兩岸の遊歩道のイベント等による活用状況（平成 30 年度）
（単位：件）

内 容	左 岸	右 岸
イベント（両岸開催）		1
イベント（片岸開催）	1	-
独立型店舗	1	-
オープンカフェ	-	2
船着場利便施設	1	-

出典：大阪市建設局企画部河川課

< イベント（道頓堀川船渡御） >



< 独立型店舗 >



< オープンカフェ >



< 船着場利便施設 >



出典：大阪市建設局企画部河川課

写真 6.17.3 道頓堀川兩岸の遊歩道のイベント等による活用状況

6.17.2 土地の改変に係る予測及び評価

(1) 予測

(a) 予測方法

予測は、事業計画から具体的な改変区域・期間、歩行者の誘導及び安全確保の方法等を明らかにし、利用状況等の現況調査結果より影響の程度を推定することにより実施した。

(b) 予測条件

(ア) 予測対象箇所

事業計画路線周辺の「自然とのふれあい活動の場」として、湊町リバープレイスの広場空間（以下「広場空間」という。）、湊町船着場及び道頓堀川兩岸の遊歩道が挙げられることから、これらを予測対象箇所とした。

(イ) 予測対象時期

予測対象時期は、建設工事中（道頓堀川開削工事及び立坑工事）とした。

(ウ) 改変区域

改変区域は図 6.17.2 に示すとおりであり、工事の手順は以下に示すとおりである。

左岸工事時：道頓堀川左岸から工事を着手し、開削工事により、トンネルを構築する。

立坑設置時：道頓堀川左岸においては、JR 難波駅に接続させるため、立坑を設置する。

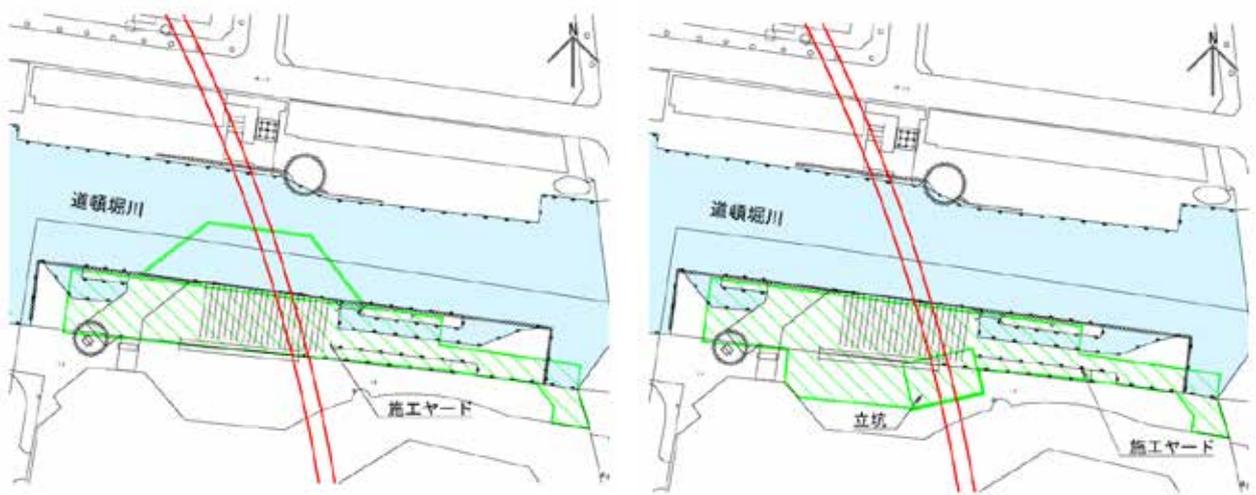
右岸工事時：左岸工事・立坑工事実施後、道頓堀川右岸から工事を着手し、トンネルを構築する。

左岸工事時・立坑設置時においては、道頓堀川左岸に施工ヤードを設置する必要があるため、道頓堀川左岸の遊歩道（以下「左岸遊歩道」という。）及び湊町船着場が、一時的に使用できなくなる。なお、広場空間及び道頓堀川右岸の遊歩道（以下「右岸遊歩道」という。）は、使用可能である。

右岸工事時においては、道頓堀川右岸に施工ヤードを設置する必要があるため、右岸遊歩道が一時的に使用できなくなる。なお、広場空間、復旧する湊町船着場及び左岸遊歩道は、使用可能である。

<左岸工事時> (約2年)

<立坑設置時> (約3年)



<右岸工事時> (約2.5年)

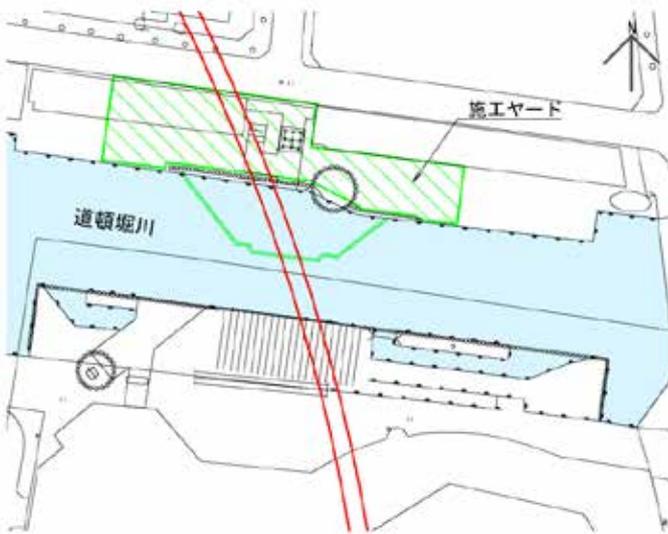


図 6.17.2 改变区域

(I) 改変期間

改変期間は、左岸工事時で約2年、立坑工事時で約3年、右岸工事時で約2.5年、合計約7年（左岸工事と立坑設置工事の並行期間が約0.5年）を想定している。

表 6.17.6 改変期間

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	年数
道頓堀川 開削工事	左岸 工事時	—————							2年
	右岸 工事時					—————			2.5年
立坑工事			—————						3年

(a) 歩行者の誘導及び安全確保の方法

改変期間の計7年間については、歩行者の誘導及び安全確保のため、誘導員を配置する等、安全確保を図る計画である。

(c) 予測結果

自然とのふれあい活動の場の予測は表 6.17.7 に示すとおりであり、広場空間、湊町船着場及び道頓堀川両岸の遊歩道を対象に、事業計画と重ね合わせることで、改変の程度、利用性の変化の程度、環境の変化の程度を推定することにより実施した。

広場空間については、改変されないものの、施工ヤードに近接することから、快適性や環境に変化が生じるものと予測した。

湊町船着場については、現状の船着場が一時的に使用できなくなるものの、代替機能として仮設船着場を設置し、適宜、誘導員が案内することにより、利用性に関する変化は軽微と予測した。ただし、対岸や道頓堀川内で工事を実施することから、環境に変化が生じるものと予測した。

道頓堀川両岸の遊歩道については、対岸の遊歩道が歩行可能であるものの、道頓堀川内や対岸で工事が実施されていることから、快適性や環境に変化が生じるものと予測した。

なお、建設工事の実施により改変されることとなる湊町船着場及び道頓堀川両岸の遊歩道については、建設工事終了後、これらの施設が現在有している機能を回復させることを基本方針としている。

表 6.17.7(1) 予測結果（広場空間）

< 広場空間 >

予測項目		予測結果
左岸工事時 (約2年間) 立坑工事時 (約3年間)	変更の程度	変更無し。
	利用性の 変化の程度	現状通り使用可能であるため、利用性に変化はないものの、施工ヤードに近接することから、快適性に変化が生じるものと予測。 施工ヤードの範囲を極力小さくすること、工期を極力短くするよう努めること、周辺との調和を図るように施工ヤード(万能塀)の景観配慮に努めることにより、広場空間の使用への影響が小さくなるように努める。
	環境の 変化の程度	施工ヤードに近接することから、騒音等の影響が生じるものと予測。 施工ヤードに万能塀を設置するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止等について適切な施工管理を行う等の環境保全対策を実施することにより、広場空間における騒音等の影響が小さくなるように努める。
右岸工事時 (約2.5年間)	変更の程度	変更無し。
	利用性の 変化の程度	現状どおり使用可能であるため、利用性の変化無し。
	環境の 変化の程度	対岸で工事を実施することから、騒音の影響が生じるものと予測。 施工ヤードに万能塀を設置する等の環境保全対策を実施することにより、広場空間における騒音の影響が小さくなるように努める。

表 6.17.7(2) 予測結果（湊町船着場）

< 湊町船着場 >

予測項目		予測結果
左岸工事時 (約 2 年間) 立坑工事時 (約 3 年間)	変更の程度	現状の船着場は一時的に使用できなくなる計画。
	利用性の 変化の程度	現状の船着場は一時的に使用できなくなるものの、代替機能として仮設船着場を設置し、適宜、誘導員が案内することにより、利用性に関する変化は軽微と予測。
	環境の 変化の程度	仮設船着場の近傍で工事を実施すると想定されることから、騒音等の影響が生じるものと予測。 道頓堀川内工事については、汚濁防止膜の設置等の環境保全対策を実施することにより、仮設船着場における水質の影響が小さくなるように努める。 施工ヤードでの工事については、万能塀を設置するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止等について適切な施工管理を行う等の環境保全対策を実施することにより、仮設船着場における騒音等の影響が小さくなるように努める。
右岸工事時 (約 2.5 年間)	変更の程度	船着場を復旧する計画。
	利用性の 変化の程度	現状どおり使用可能となるため、利用性の変化無し。
	環境の 変化の程度	対岸や道頓堀川内で工事を実施することから、騒音等の影響が生じるものと予測。 道頓堀川内工事については、汚濁防止膜の設置等の環境保全対策を実施することにより、船着場における水質の影響が小さくなるように努める。 施工ヤードでの工事については、万能塀を設置するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止等について適切な施工管理を行う等の環境保全対策を実施することにより、船着場における騒音等の影響が小さくなるように努める。

表 6.17.7(3) 予測結果（道頓堀川兩岸の遊歩道）

< 道頓堀川兩岸の遊歩道 >

予測項目		予測結果
左岸工事時 (約2年間) 立坑工事時 (約3年間)	変更の程度	左岸遊歩道が一時的に使用できなくなる計画。
	利用性の 変化の程度	左岸遊歩道の一部が施工ヤードとなるものの、右岸遊歩道は歩行可能であり、適宜、誘導員が対岸の遊歩道を案内する。ただし、対岸や道頓堀川内で工事が実施されていることから、快適性に変化が生じるものと予測。 施工ヤードの範囲を極力小さくすること、工期を極力短くするよう努めること、周辺との調和を図るように施工ヤード(万能塀)の景観配慮に努めることにより、右岸遊歩道利用に対する影響が小さくなるように努める。
	環境の 変化の程度	対岸や道頓堀川内で工事を実施することから、騒音等の影響が生じるものと予測。 道頓堀川内工事については、汚濁防止膜の設置等の環境保全対策の実施により、水質の影響が小さくなるように努める。 施工ヤードでの工事については、万能塀を設置するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止等について適切な施工管理を実施する等の環境保全対策を実施することにより、右岸遊歩道利用に対する騒音等の影響が小さくなるように努める。
右岸工事時 (約2.5年間)	変更の程度	右岸遊歩道が一時的に使用できなくなる計画。 左岸遊歩道は復旧される計画。
	利用性の 変化の程度	右岸遊歩道の一部が施工ヤードとなるものの、左岸遊歩道は歩行可能であり、適宜、誘導員が対岸の遊歩道を案内する。ただし、対岸や道頓堀川内で工事が実施されていることから、快適性に変化が生じるものと予測。 施工ヤードの範囲を極力小さくすること、工期を極力短くするよう努めること、周辺との調和を図るように施工ヤード(万能塀)の景観配慮に努めることにより、左岸遊歩道利用に対する影響が小さくなるように努める。
	環境の 変化の程度	対岸や道頓堀川内で工事を実施することから、騒音等の影響が生じるものと予測。 道頓堀川内工事については、汚濁防止膜の設置等の環境保全対策の実施により、水質の影響が小さくなるように努める。 施工ヤードでの工事については、万能塀を設置するとともに、アイドリングストップや空ぶかしの防止等について適切な施工管理を実施する等の環境保全対策を実施することにより、左岸遊歩道利用に対する騒音等の影響が小さくなるように努める。

(2) 評価

(a) 環境保全目標

土地の改変に係る自然とのふれあい活動の場の環境保全目標は、表 6.17.8 に示すとおりである。

本事業の実施（土地の改変）が、事業計画路線周辺に及ぼす影響について、予測結果を環境保全目標と照らし合わせて評価した。

表 6.17.8 土地の改変に係る自然とのふれあい活動の場の評価の指針

環境影響要因		環境保全目標
建設 工 事 中	土地の改変	ふれあい活動の場の改変等に対して、適切な配慮がなされていること。 ふれあい活動の場に対する影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

(b) 評価結果

土地の改変に係る自然とのふれあい活動の場の予測結果は、表 6.17.7 に示したとおりである。

広場空間については、改変されないものの、施工ヤードに近接することから、快適性や環境に変化が生じるものと予測した。

湊町船着場については、現状の船着場は一時的に使用できなくなるものの、施設管理者及び関係者等と十分協議した上で、代替機能として、仮設船着場を設置する。その際、案内板を設置し、利用者の案内誘導を行うとともに、適宜、誘導員が案内することにより、船着場における利用性の影響は軽微と予測した。ただし、対岸や道頓堀川内で工事を実施することから、環境に変化が生じるものと予測した。

道頓堀川両岸の遊歩道については、対岸の遊歩道が歩行可能である。その際、案内板を設置し、利用者の案内誘導を行うとともに、適宜、誘導員が対岸の遊歩道を案内するものの、道頓堀川内や対岸で工事が実施されていることから、快適性や環境に変化が生じるものと予測した。

また、建設工事終了後には、これらの施設が現在有している機能を回復させることを基本方針としている。

さらに、以下の対策を行い、自然とのふれあい活動の場への影響をできる限り低減する計画とする。

- ・施工ヤードの範囲を極力小さくする。
- ・工期を極力短くするよう努める。
- ・周辺との調和を図るように施工ヤード（万能塀）の景観配慮に努める。
- ・万能塀の設置と合わせアイドリングストップや空ぶかしの防止等について適切な施工管理を行う。
- ・施設利用者等に対し、できる限り早い段階で、工事の内容、規制の情報などの情報提供を、ホームページや現地での掲示等により行う。

- ・仮囲い等を含む仮設構造物については、歩行者だけではなく、船舶からの視点にも配慮した仮設計画となるよう検討する。

以上のことから、本事業による土地の改変が、事業計画路線周辺の自然とのふれあい活動の場に及ぼす影響は、ふれあい活動の場の改変等に対して適切な配慮をしていること、ふれあい活動の場に対する影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していることから、環境保全目標を満足するものと評価する。